

転用する農地が下記の地域に入るとき

土地改良区で手続きが必要な場合があります。管轄の土地改良区にお問い合わせください。

※既に現況が変わっている土地（事後転用手続き）も含まれます

農地の所在	お問い合わせ先
● 大久保町 旦棕、田原、平盛、南ノ口	南部土地改良区 【所在地】〒610-0121 城陽市寺田高田 67-3 【連絡先】0774-52-2619
● 槇島町 石橋、一ノ坪、一丁田、藺場、大川原 大幡、大町、落合、北内、郡、五才田 三十五、島前、清水、十一、十六、千足 外、月夜、中川原、西鴨巣、西嶋沢 幡貫、東鴨巣、東嶋沢、吹前、南落合 目川、本屋敷、門口 ● 小倉町 大池、久保、新田島、寺内、西大池 蓮池、堀池、南堀池 ● 伊勢田町 井尻、浮面、北遊田、砂田、中ノ田 中遊田、西遊田、東遊田、南遊田、遊田 ● 安田町 鵜飼田、五反坪 ● 宇治 半白	巨椋池土地改良区 【所在地】〒611-0041 宇治市槇島町一ノ坪 8-8 【連絡先】0774-22-1101